

東浦町国民保護計画 案

新旧対照表

東浦町国民保護計画案 新旧対照表

ページ	現行	改正案	改正理由
7	<p>第1編 総論 第4章 町の地理的、社会的特徴 (2) 気候 (略) 【月別平均気温と平均降水量（過去5年の平均）】</p> <div data-bbox="235 435 1037 536" style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div> <p>(3) 人口分布 (略) ① 国勢調査による人口・世帯数</p> <div data-bbox="235 724 1037 825" style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>	<p>第1編 総論 第4章 町の地理的、社会的特徴 (2) 気候 (略) 【月別平均気温と平均降水量（過去5年の平均）】</p> <div data-bbox="1075 435 1888 536" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><u>全図修正</u> P6参照</p> </div> <p>(3) 人口分布 (略) ① 国勢調査による人口・世帯数</p> <div data-bbox="1075 724 1888 825" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><u>全表修正</u> P7参照</p> </div>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
8	<p>② 地区別人口・世帯数</p> <div data-bbox="235 930 1037 1031" style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div> <p>③ 5歳階級別男女別人口</p> <div data-bbox="235 1118 1037 1219" style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>	<p>② 地区別人口・世帯数</p> <div data-bbox="1075 930 1888 1031" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><u>全表修正</u> P8参照</p> </div> <p>③ 5歳階級別男女別人口</p> <div data-bbox="1075 1118 1888 1219" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><u>全図修正</u> P9参照</p> </div>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第2 関係機関との連携体制の整備 4 指定公共機関等との連携</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第2 関係機関との連携体制の整備 4 指定公共機関等との連携</p>	

東浦町国民保護計画案 新旧対照表

ページ	現行	改正案	改正理由
15	<p>(2) 医療機関との連携 (略) また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備</p>	<p>(2) 医療機関との連携 (略) また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備</p>	<p>表記の整理</p>
17	<p>(2) 防災行政無線の整備 町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の整備を推進し、併せてデジタル化や可聴範囲の拡大を検討する。 (追加)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (2) 安否情報の種類及び報告様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。 (追加)</p> <p>(3)～(4)(略)</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項</p>	<p>(2) 防災行政無線の整備 町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の整備を推進し、併せてデジタル化や可聴範囲の拡大を検討する。 <u>また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)(国において開発された、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム)の運用を確実に実施する。</u></p> <p>(2) 安否情報の種類及び報告様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。 また、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式1号及び第2号を用いて行う。</p> <p>(3)～(4)(略)</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項</p>	<p>対策の整理</p> <p>法令の改正</p> <p>表記の整理</p>

東浦町国民保護計画案 新旧対照表

ページ	現 行	改 正 案	改正理由
20	<p>(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、対策を講ずる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>災害時要援護者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 2 警報の内容の伝達方法</p>	<p>(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、対策を講ずる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 2 警報の内容の伝達方法</p>	法令の改正
36	<p>(追加)</p> <p>(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、町長は、知多中の管理者に対し、消防本部が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うように要請するとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉関係部局との連携の</p>	<p>(2) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) を用いた場合の対応 <u>全国瞬時警報システム (J-ALERT) により、瞬時に国から警報の内容が送信された場合は、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。</u></p> <p>(3) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、町長は、知多中の管理者に対し、消防本部が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うように要請するとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉関係部局との連携</p>	<p>対策の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>法令の改正</p> <p>表記の整理 法令の改正</p>

東浦町国民保護計画案 新旧対照表

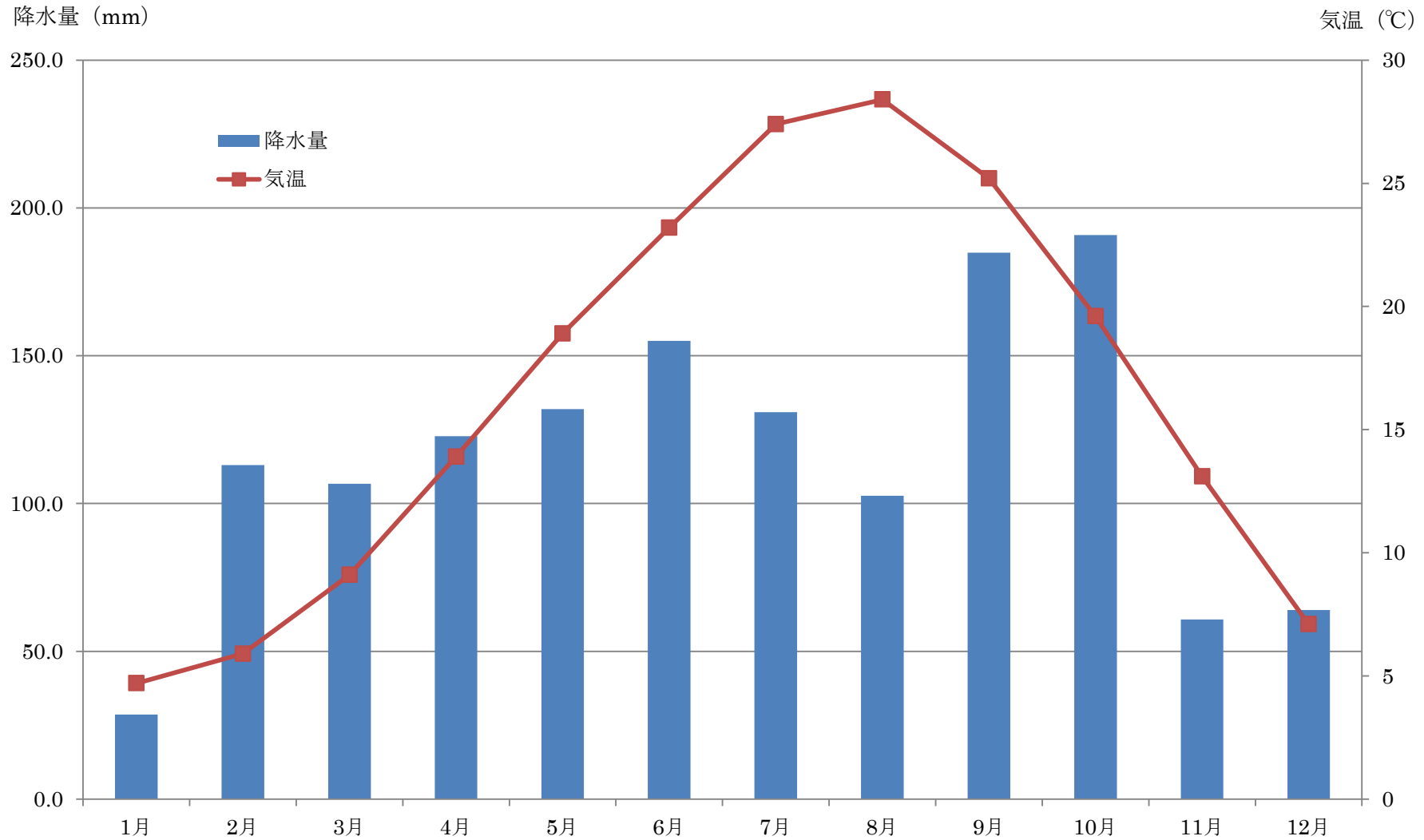
ページ	現 行	改 正 案	改正理由
	<p>下で、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(2) 避難実施要領の策定における考慮事項</p>	<p>の下で、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(2) 避難実施要領の策定における考慮事項</p>	<p>表記の整理</p>
38	<p>カ <u>要援護者</u>の避難方法の決定 (災害時要援護者支援班の設置)</p>	<p>カ <u>避難行動要支援者</u>の避難方法の決定 (<u>避難行動要支援者</u>支援班の設置)</p>	<p>法令の改正</p>
40	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>イ 自力歩行困難な<u>災害時要援護者</u>を人員輸送車両等により運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うこと。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、知多中と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行うよう指示する。</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>イ 自力歩行困難な<u>避難行動要支援者</u>を人員輸送車両等により運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うこと。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、知多中と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行うよう指示する。</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p>	<p>法令の改正</p> <p>法令の改正</p>
	<p>(追加)</p>	<p><u>(7) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難</u> <u>規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市(町村)は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p>	<p>基本指針の変更</p>
	<p><u>(7) ~ (13)</u></p>	<p><u>(8) ~ (14)</u></p>	<p>表記の整理</p>

東浦町国民保護計画案 新旧対照表

ページ	現行	改正案	改正理由
43	<p>第5章 救援 3 救援の内容 (1) 救援の基準等 町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>第5章 救援 3 救援の内容 (1) 救援の基準等 町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>事務の移管に伴う変更</p>
44	<p>第6章 安否情報の収集・提供 1 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 (略) また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供 1 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 (略) また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	<p>法令の改正</p>

東浦町国民保護計画案 新旧対照表

【月別平均気温と平均降水量（過去5年の平均）】 全図修正



資料：知多中部広域事務組合

東浦町国民保護計画案 新旧対照表

国勢調査による人口・世帯数 全表修正

各年10月1日現在

調査年	世帯数(世帯)	人口(人)			増加人口(人)	人口増加率 (%)	1世帯当たり の人口(人)	人口密度 (人/k㎡)
		合計	男	女				
昭和45年	5,602	24,550	11,526	13,024	2,356	10.62	4.38	769.4
昭和50年	8,354	33,080	16,288	16,792	8,530	34.75	3.96	1036.7
昭和55年	9,837	36,035	17,928	18,107	2,955	8.93	3.66	1129.3
昭和60年	10,518	38,614	19,201	19,413	2,579	7.16	3.67	1210.1
平成2年	11,362	40,430	20,045	20,385	1,817	4.71	3.56	1301.0
平成7年	12,584	42,409	21,009	21,400	1,979	4.89	3.37	1364.5
平成12年	14,262	45,168	22,393	22,775	2,759	6.51	3.17	1453.3
平成17年	16,201	48,044	24,088	23,956	2,876	6.37	2.97	1545.8
平成22年	18,020	49,800	25,010	24,790	1,754	3.65	2.76	1602.3

東浦町国民保護計画案 新旧対照表

地区別人口・世帯数 全表修正

平成 27 年 4 月 1 日現在

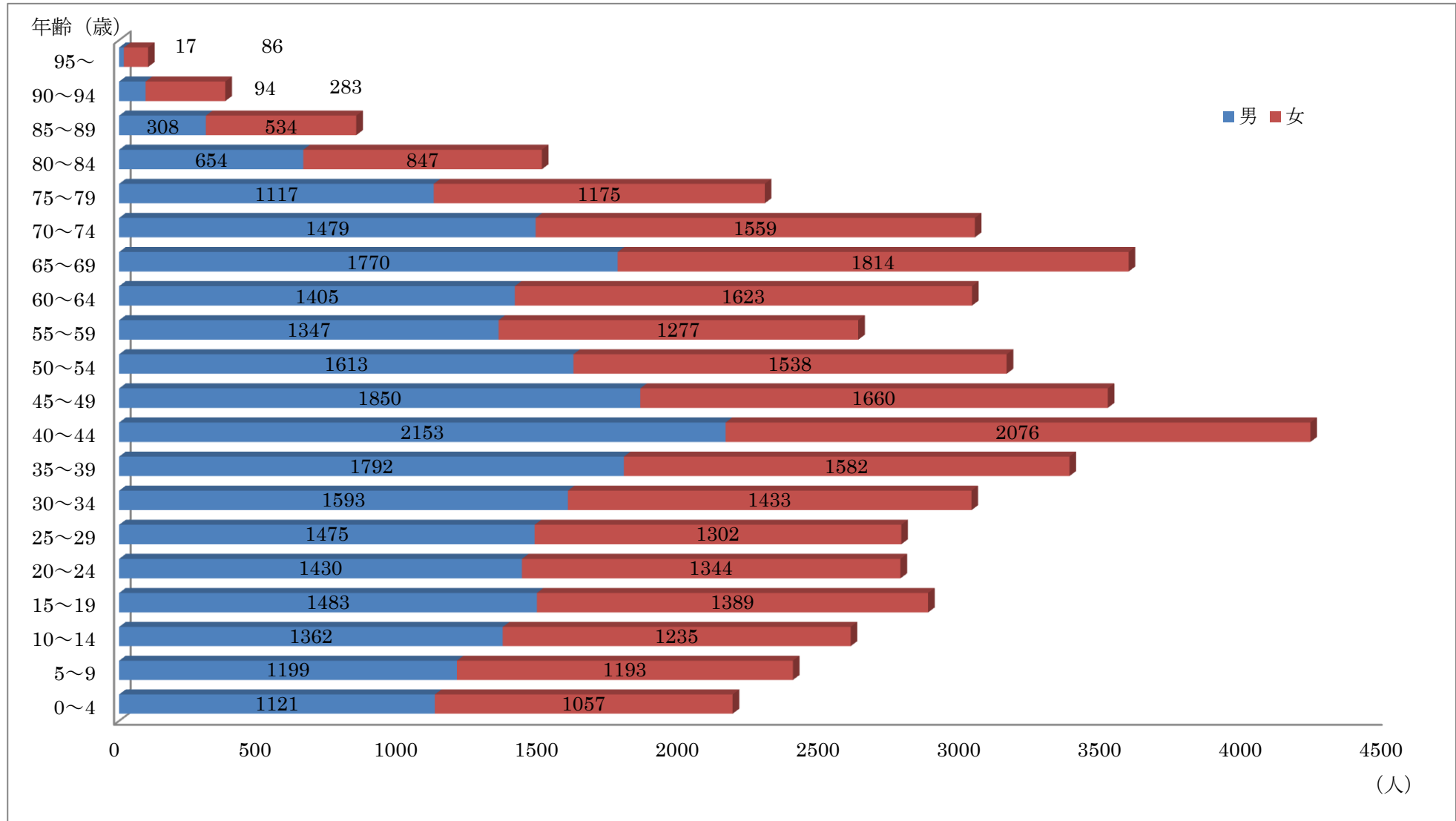
地域	世帯数	男 (人)	女 (人)	合計 (人)
森岡	3,052	3,789	3,817	7,606
緒川	3,466	4,370	4,282	8,652
緒川新田	3,035	4,028	4,068	8,096
石浜	4,345	5,521	5,327	10,848
県営住宅	924	1,037	1,183	2,220
生路	2,127	2,822	2,812	2,127
藤江	2,833	3,697	3,529	7,226
合計	19,782	25,264	25,018	50,282

資料：住民基本台帳

東浦町国民保護計画案 新旧対照表

5歳階級別男女別人口 全表修正

平成27年4月1日現在



資料：住民基本台帳